

令和7年度

加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助事業
募 集 要 項

【募 集 期 限】

令和7年9月30日（火）（必着）

加 古 川 市

問い合わせ先 加古川市 防災安全部 生活安全課 防犯安全係
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地 （新館2階）
電 話 079-427-9760 Fax 079-427-3525
E-mail seian@city.kakogawa.lg.jp

目 次

募集要項

1 事業概要	…2 ページ
2 補助の内容	…2 ページ
3 補助の要件	…4 ページ
4 地域安全マップについて	…6 ページ
5 応募について	…7 ページ
6 留意事項	…8 ページ
7 応募後の手続きについて	…10 ページ
8 事業の流れ	…10 ページ
9 よくあるお問い合わせ	…11 ページ

記載例 (12 ページ～)

- 応募書
- 収支予算書
- 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書
- 調査票
- 防犯カメラ設置の合意を証する総会議事録（抄本）兼維持管理等誓約書
- 地域安全マップ
- 防犯カメラ等管理運用規程

応募様式

- 応募書
- 収支予算書
- 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書
- 調査票
- 防犯カメラ設置の合意を証する総会議事録（抄本）兼維持管理等誓約書
- 地域安全マップ
- 防犯カメラ等管理運用規程
- （参考）同意書

1 事業概要

町内会等の地域団体による防犯カメラの設置を促進し、犯罪の発生を抑止するとともに、地域住民の不安感の解消を図り、地域の安全・安心を確保するものです。

2 補助の内容

補助額	補助額は、補助対象経費の金額のうち、以下の金額とします。 ◆1 か所のみ応募の場合、 または複数箇所応募の場合そのうちの1 か所目（優先順位 1 位） (1) 既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒12 万円（上限） (2) 自立柱（ポール）を新設し、カメラを設置 ⇒16 万円（上限） このうち、4 万円は、自立柱（ポール）の新設にかかる費用に限る。 ◎ただし、申請団体数によって各上限額より減額される場合があります。 ◆複数箇所応募の場合、2 か所目から（優先順位 2 位以下） (1) 既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒8 万円（上限） (2) 自立柱（ポール）を新設し、カメラを設置 ⇒12 万円（上限） このうち、4 万円は、自立柱（ポール）の新設にかかる費用に限る。 ◎応募多数の場合は、補助額が減額されることがあります。 上限額＝ 県補助額（1 団体の上限4万円）＋ 市補助額（8 万円） 県補助額については、現段階で、県から加古川市への補助金配分額が 32 万円であるため、これを申請団体数で均等に配分します。 （例）16 団体が申請した場合 32 万円（県補助金配分額）÷ 16 団体 ＝ 2 万円（県補助額） この場合、1 か所あたりの補助額は 2 万円（県補助額）＋ 8 万円（市補助額）＝ 10 万円
補助対象経費	犯罪の予防を目的に公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに取付工事に要する経費
補助対象外経費	(1) 既存の設備の撤去に要する経費 (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 (3) 防犯カメラシステムを維持管理（賃借に要する経費を含む）することに要する経費

	(4) 県又は市が過去に補助した同一箇所（同一システム）への防犯カメラ設置等に要する経費（撮影範囲の異なるものは除く。）
補助対象期間	市長の交付決定後（令和7年12月頃を予定）から令和8年2月27日（金）までに設置・工事及び支払いが完了する事業 <u>※市長の交付決定前に着工する事業は対象になりませんので、ご注意ください。</u>

※1 か所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいいます。

複数台の防犯カメラを設置し、レコーダー1台に接続する場合は、1 か所とする。

※より多くの地域団体へ補助金を交付するため、応募多数の場合は、各地域団体で優先順位 1 位のものを優先します。優先順位 2 位以下のものについては、結果の通知まで数ヶ月かかる場合や、不採択となる場合がありますのでご了承ください。

3 補助の要件

補助対象団体	以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。 ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 ④ 規約や代表者を決めていること。
撮影場所	以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。 ※ゴミステーションを撮影する場合の考え方については、11ページの「9よくあるお問い合わせ」中の問2をご覧ください。
カメラの機能要件（レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。）	以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く） ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。
レコーダーの機能要件	以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。 ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。 ③ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。
標識の掲出	防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
地域安全マップの作成	応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。（6ページ参照）
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。

設置許可	防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
防犯カメラ等管理運用規程の制定	以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用・提供の制限 ⑤ 苦情処理対応 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏えい防止措置	以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。 ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること 例：SDカード内蔵型の場合は、取出口を施錠する等、SDカードの盗難防止措置を取ること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
暴力団排除の推進に関すること	令和7年度加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第3条第2項に定める、「補助金等を交付することにより暴力団を利すると認める場合」にあたらないこと。

4 地域安全マップについて

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、地域安全マップを補助事業応募に必要な書類としていますので、以下の要領により作成してください。

作成要領		
危険箇所の 選定基準	①入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ②見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載してください。	
地図の体裁	・作成方法：任意（手書きやパソコン使用による作成等） ・用紙サイズ：A4又はA3 ・作成範囲：概ね応募団体の活動範囲 ・縮尺：下記の「検討・調査事項」が判読できる程度のもの ※ <u>地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は発行元の許可が必要です。</u>	
検討・調査 事項の例 (◎は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	◎危険箇所 (入りやすい場所、見えにくい場所)	◎塗りつぶし、斜線等に表示
	◎本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	◎丸印「●」で表示
	◎本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	◎矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

5 応募について

応募期間	令和7年9月30日（火）まで（必着）
応募方法 【窓口、郵送またはメール】	・所定の応募書及び関係書類を加古川市生活安全課へ提出してください。（次の【応募に必要な書類】参照） ・応募書類は加古川市ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bousai/shiminseikatsuanshinka/bouhann/47622.html 
応募に必要な書類	① 令和7年度加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助事業応募書 ★ ② 収支予算書 ★ ③ 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書 ★ ④ 調査票 ⑤ 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費） ★ <u>※自立柱（ポール）を新設する場合、見積書は自立柱の購入・設置にかかる費用の区分が明確であるものに限りま</u>す。 ⑥ 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの） ★ ⑦ 防犯カメラ設置について団体の中で合意が形成されていることを示す書類（総会議事録等の写しなど） ⑧ 防犯カメラの適正な設置・運用に関する誓約書 ⑨ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑩ カラー写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの） ★ ⑪ 防犯カメラ等管理運用規程のコピー ★ ⑫ 応募団体規約のコピー ⑬ 応募団体役員名簿のコピー ※複数箇所応募する場合、★の書類については1か所につき1部ずつ作成し、提出してください。 ※すべての書類が揃った状態でのみ受付します。 市の様式は、⑦ ⑧の内容を包括するものです。
補助対象の選定 （結果通知）	補助対象の選定結果は、文書にて通知します。 ※予算に限りがありますので、応募多数の場合は、各地域団体の応募のうちで優先順位1位のものを優先します。また、優先順位が2位以下のもの、応募期間内であっても受付日の遅いものについては結果の通知まで数ヶ月かかる場合や、不採択になる場合があります。

6 留意事項

本市による採択について	採択は、補助金交付申請ができる団体を選定したものであり、補助金交付を確定したものではありません。したがって、補助金交付を受けるためには、 <u>採択後に補助金交付申請手続きが必要となります。採択後の設置場所の変更は原則認められません。</u>
補助金交付申請手続きについて 【窓口、郵送またはメール】	補助金交付申請には、補助金交付申請書、誓約書、設置許可証等の写し等の提出が必要です。審査が終了後、補助金交付決定通知書を団体代表へお送りします。
工事等の着工について	防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手してください。 <u>補助金交付決定前に着工した場合、補助金交付を受けることができませんのでご注意ください。</u>
設置場所の許可について	・防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。 ・<u>電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。</u> ・道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要です。県や市の管理担当課等と協議してください。 ・設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします。
設置に関する合意について	・防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、町内会・自治会等の総会などで地域の住民の方々の合意を得る必要があります。 ・撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。 ※同意書の提出は不要ですが、撮影場所に住居等が含まれる方の同意は得てください。なお、その際に使用した同意書については、防犯カメラ設置団体で保管してください。
加古川警察署への相談について	応募申請にあたり、防犯カメラの設置場所や撮影方向等について、<u>加古川警察署への相談が必須となっております。</u>つきましては、加古川警察署 生活安全第一課 防犯係(電話：079-427-0110（代表）)へご相談ください。 なお、防犯カメラ設置後、効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報について、警察へ情報提供することがあります。

補助事業実績報告書の提出期限について【窓口、郵送またはメール】	事業完了後、 <u>令和8年2月27日（金）までに補助事業実績報告書等の必要書類の提出をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。</u>
補助金の支払いについて	補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。 補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。
補助対象外となる事業について	兵庫県または加古川市の他の制度で対応が可能と判断される事業は、補助対象外となります。
採択・交付決定の取消し、補助金の返還について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。 ① 令和7年度加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、県または市から重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合 ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合
防犯カメラの管理及び処分について	防犯カメラの設置は、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、プライバシーに対する配慮が欠かせません。適正に管理運用していただくために、各設置者において、防犯カメラの管理運用に係る規程を定める必要があります。防犯カメラ設置後、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効果的な運用を図ってください。 また、補助金交付の日から起算して5年間は、補助対象の防犯カメラの処分や譲渡、またはその目的を変更してはいけません。やむを得ず補助金交付の日から起算して5年間の内に防犯カメラの使用継続ができなくなった場合は、加古川市生活安全課までご相談ください。

7 応募後の手続き（市に事業採択された箇所）について

応募後の手続き	市の選定結果通知後、採択された団体は、補助金交付申請書及び添付書類を市に提出していただき、交付決定を行います。 ※交付申請書には、防犯カメラの設置に必要となる許可書等の写し等が必要です。
---------	---

8 事業の流れ【参考】

手順	時期	主体	内容
1 応募	<u>9/30 まで</u>	団体→市	応募書類の提出 ※「5 応募について」(P7) を参照
2 応募結果通知	10 月頃	市→団体	市審査後、応募結果通知（採択・不採択） ※補助要件を満たすもののうち、予算の範囲内において、市の補助対象箇所を選定します。 (応募多数の場合、結果通知に数ヶ月かかる場合や、不採択となる場合があります。)
▼採択された場合は、以降の手続きが必要です。			
3 交付申請	～11 月頃	団体→市	交付申請書の提出
4 交付決定	12 月頃	市→団体	交付決定 ※応募多数の場合、交付決定が 12 月末以降になることがあります。
5 事業実施	市交付決定後 ～2 月 27 日（金）	団体	事業の実施 ※交付決定後に実施
6 実績報告	<u>事業終了後 14 日以内または 2 月 27 日（金）のいずれか早い方の日</u>	団体→市	実績報告書の提出
7 実績確認・補助金確定		市	実績確認
8 支払		市→団体	補助金の支払い ※実績確認後、団体へ口座振込

※「2 応募結果通知」以降の時期は予定時期です。

9 よくあるお問い合わせ

問1 注意点がありますか？
(1) 防犯カメラ設置に際し、<u>加古川警察署へ設置場所や撮影方向等の相談が必須</u>となります。 加古川警察署 生活安全第一課 防犯係(Tel：079-427-0110(代表))へご相談ください。 (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者・管理者の承諾・許可が必要です。設置許可取得まで数ヶ月必要な場合もありますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしてください。
問2 ゴミの不法投棄防止を目的として設置する場合、補助の対象になりますか？
公道上への不法投棄防止を目的として設置する場合も、補助の要件を<u>すべて</u>満たしていれば対象となります。4ページの「補助の要件」内、「撮影場所」のうち、特に「②撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。」という要件を満たしているか注意してください。(この場合の「公共の場所」とは公道等を指します。ゴミステーションは含みません。)
問3 地域安全マップとは何ですか？
地域で、犯罪が起こりやすい場所を地図上に表したものです。地域団体内で内容を検討し、作成してください。
問4 維持管理費用は補助対象経費に含めてもよいですか？
補助対象経費に含めることはできません。防犯カメラ設置後は、電気代の支払いをはじめ、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、故障時の修理費用等が必要となります。また、災害が発生した場合の撮影角度の修正や、依頼に基づくデータ抽出などにも対応する必要があります。設置団体が負担するこれら維持管理に関することも事前にご考慮ください。なお、設置場所や機種の仕様等により維持管理費用は異なりますので、防犯カメラ取扱業者にご確認ください。
問5 補助事業を利用して設置する防犯カメラと、市が設置している「見守りカメラ」との違いは何ですか？
市では、犯罪の抑止や事件事故の早期解決を目的に、通学路を中心に「見守りカメラ」を約1,600台設置し、維持管理を行っています。平成28年度より地域の皆様をはじめ警察、専門家からご意見をいただき、平成29年度より設置を行いました。設置箇所については、加古川市ホームページ(かこナビ)上でご確認いただけます。それに対し、本補助事業を利用して設置される防犯カメラは、地域団体の皆様が地域の実情に応じて主体的に設置箇所を選定し、設置から維持管理までを行うものです。犯罪の抑止力、不安感の解消はもとより、設置に至る過程を通じて地域の防犯意識がさらに高まることが期待できます。 本補助事業を検討される際は、市が設置する「見守りカメラ」の設置箇所と重複しないようご注意ください。